

## 平成23年第7回（11月）みなかみ町議会臨時会会議録

平成23年11月28日（月曜日）

---

### 議事日程

平成23年11月28日（月曜日）午前9時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第70号 みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 4 字句等の整理委任について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

**出席議員 (18人)**

1番	小林洋君	2番	内海敏久君
3番	中島信義君	4番	前田善成君
5番	阿部賢一君	6番	林一彦君
7番	山田庄一君	8番	河合生博君
9番	林喜美雄君	10番	原澤良輝君
11番	島崎栄一君	12番	高橋市郎君
13番	小野章一君	14番	中村正君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	久保秀雄君

**欠席議員**

**会議録署名議員**

5番	阿部賢一君	15番	河合幸雄君
----	-------	-----	-------

---

**職務のため議場に出席した事務職員の職氏名**

議会事務局長	鈴木初夫	書記	本間泉
--------	------	----	-----

---

**説明のため出席した者**

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	篠田朗君
総合政策課長	宮崎育雄君	税務課長	石坂和利君
会計課長	永井泰一君	町民福祉課長	関章二君
子育て健康課長	青柳健市君	環境課長	須藤信保君
上下水道課長	杉木清一君	農政課長	高橋正次君
観光商工課長	真庭敏君	地域整備課長	増田伸之君
教育課長	青木寿君	水上支所長	中島直之君
新治支所長	岡田宏一君		

## 開 会

午前9時00分 開会

議 長（久保秀雄君） 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、諸般に  
わたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。ただいま  
の出席議員は、18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これよ  
り、平成23年第7回11月みなかみ町議会臨時会を開会いたします。

---

## 開 議

議 長（久保秀雄君） これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程のとおりであります。  
議事日程により、議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（久保秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。  
5番 阿 部 賢 一 君  
15番 河 合 幸 雄 君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議 長（久保秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日1日限りとした  
い考えであります。  
これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。  
よって、本臨時会の会期につきましては、本日1日限りと決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第70号 みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（久保秀雄君） 日程第3、議案第70号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第70号について、ご説明申し上げます。人事院は、本年9月30日、厳しい経済・雇用情勢が民間給与に反映されたことを受けてまして国家公務員給与に関し、3年連続の引き下げとなる勧告を行ったところであります。これを踏まえまして、本町においても、給与に関する条例等について、次のような内容の改正条例を提出するものでございます。50歳代を中心に40歳以上を念頭においた、行政職給料表の引き下げ改定を行います。また、年間ベースで均衡を図る必要があることから、引き下げ改定が行われる給料月額を受け取る職員について、本年4月から改正実施の前月までの月例給と6月期の賞与に係る較差相当分を本年12月期の期末手当において調整いたします。以上が改正の主な内容でございます。なお、条例の施行期日につきましては平成23年12月1日と致したく附則に記載しているところでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 町長の提案理由の説明が終わりましたので、議案第70号について質疑に入ります。

議案第70号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 給与の引き下げ、少額なんですけれどもこれは組合とかそういう団体との協議はしているのでしょうか。

議長（久保秀雄君） 総務課長篠田朗君。

（総務課長 篠田 朗君登壇）

総務課長（篠田 朗君） お答え致します。給与の人事院勧告につきましては、職員組合等も承知しておりまして、色々と協議する中で交渉等そういう内容の中で理解をいただいております。以上です。

議長（久保秀雄君） はい、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第70号の質疑を終結いたします。

これより議案第70号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 10番原澤良輝、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対討論を行います。国民の1パーセントに富が集中するのは許せないと、

ニューヨークのウォール街を占拠するという抗議行動が自発的に広がりアメリカ国内だけでなく全世界に影響を与えました。占拠は警官によって強制的に排除されてしまいましたが努力すれば報われるというアメリカンドリームは全くの夢物語になってしまったのではないかということがはっきりいたしました。1991年にバブル経済が崩壊してから社会福祉を否定し、自助努力を特徴とする弱肉強食の新自由主義経済が世界中に広がってしまいました。特に日本では株式配当が急増し、勤労者の賃金は下がり続けております。労働総合研究所によれば1995年から13年間にイギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本の5カ国で国民所得と国民総生産が減っているのは、日本だけになってしまいました。国民総生産の約6割近くは所得なので所得が減れば、国民総生産も減ってしまいます。日本の企業は1998年までは、内部留保の年間増加率が5兆円でしたけれども1998年以後から2009年まで、年間内部留保の増加額は4倍の21兆円にもなりました。その結果、内部留保は210兆円から2009年には441兆円にも莫大に増えています。日本企業のこの間の売り上げが、1998年には1381兆円だったのですけれども、2009年には1368兆円で13兆円も減っております。売り上げが減ったのに何故、莫大な利益という内部留保を増やし続けたのか。不思議なことですがこれはコストの削減のためということです。1998年に改悪された労働者派遣法で、非正規労働者が大量に548万人も増えました。勤労者の約3割に達してしまいます。正社員を削減をして賃金が5割か6割の非正規労働者に置き換えれば、企業が濡れ手に粟で大儲けするのは当然になります。また、下請け関連企業にも一方的に単価の切り下げを迫っております。こうして売り上げが伸びなくても高利益を上げる体制を作ってしまった。この大儲けした利益は結果的には設備投資にも使われず内部留保として溜め込まれ、それを使って企業は証券の購入や金融部門での運用、海外の投資に振り向けてしまいました。その結果が先進国では賃金が減少しているのは日本だけという結果になってしまったわけです。日本経済は賃金の低下、雇用の減少から内需が縮小して外需に依存しなければならなくなりました。それが円高の進行と輸出の不振に繋がりその結果、国内生産の縮小、デフレということになってしまいました。また雇用の減少、賃金の低下という負のスパイラルに陥ってしまいます。不況の長期化になって日本企業のこうしたやり方については社会的責任が問われているのではないかと考えます。利益を設備投資に振り向けて賃金を上昇し、雇いを安定させ社会福祉の拡充を図ることによって内需を拡大して、デフレを克服すれば国内の生産が増加をして円安に向かいます。さらに投資が活発になれば雇用が増加して賃金の上昇というプラスの循環に変えることが必要ではないかと思えます。労働の規制緩和が正社員を削って派遣やパートを増やしてコストダウンをすることになりました。こうすれば内需は減少して貿易収支は黒字になりますけれども、これは円高で為替を調整されれば元に戻ってしまいます。また企業も法人税の減税等を要求しておりますけれども、これも円高になれば直ぐにすっ飛んでしまいます。こうした不況が長引けば労働者も国を変えたいという意気込みがなくなってしまって、周囲の働くもの同士が低賃金で足を引っ張り合う。こういうことになっていくことは非常に悲しいことではないかと考えます。国の人事院勧告制度は公務員の争議権を制限している代償措置として設けられたものでありますし、ILOも再三、

労働基本権を認めるように勧告をしております。一般の職員の給与は生活をするための糧になっております。勧告を実施する場合でも職員団体と協議して合意することが職員の勤労意欲を減退させないためにも必要なことではないかと思っております。人事院勧告では公務員や準拠している私立学校、病院、社会福祉施設など626万人に直接の影響を与えるだけでなく、民間の労働者の給与を今以上に引き下げる口実に使われる極めて重大な勧告であると考えます。人事院勧告が1999年から今までマイナス勧告が続いているのは民間給与が下がり続けていることの証明ではないかと思っております。労働総合研究所は企業の社会的責任を問うとして働くものの待遇改善こそがデフレ打開の道だと位置づけて非正規労働者の正社員化をすること、最低賃金を時給1,000円に引き上げること、全労働者の賃金を10,000円以上賃上げの提案をしております。日本経済が長らくデフレ状態が続いております。深刻な景気悪化は国民総生産の過半数を占める家計の需要が停滞しているためだと考えます。異常なコスト削減は為替調整による円高を招きコスト削減と円高の「負の連鎖」になってしまいます。これを断ち切る必要があるのではないかと思っております。職員の給与を削減することは景気回復に逆行すると申し上げて反対討論といたします。

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ほかにはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第70号の討論を終結いたします。

議案第70号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

**起立多数であります。よって議案第70号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については可決されました。**

---

#### 日程第4 字句等の整理委任について

議長（久保秀雄君） 日程第4、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

**よって、字句等の整理は、議長に委任することに決定いたしました。**

---

議 長（久保秀雄君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

---

## 閉 会

議 長（久保秀雄君） これにて平成23年第7回11月みなかみ町議会臨時会を閉会いたします。  
本日は大変ご苦労さまでした。

（ 9時14分 閉会 ）